

群馬県ドクターヘリ運用要領

(事業実施主体) 前橋赤十字病院

目 次

1. 目的	3
2. 定義	
3. 消防機関及び医療機関の相互協力	
4. 救急現場への運航	
(1) 要請	
① 要請者	
② ドクターヘリ出動要請基準	
③ 要請の連絡方法	4
④ 要請のキャンセル	
(2) 出動	
① 出動の可否	
② ドクターヘリ離着陸場所の確保	
ア 離着陸場所の決定	
イ 安全確保の責任	
ウ 離着陸場所の安全確保	
エ 機長の判断による離着陸	
③ 搭乗医療スタッフ	
(3) 患者の搬送	5
① 搬送先医療機関	
② 搬送先医療機関の決定	
ア 決定の方法	
イ 安全・迅速な医療機関搬送収容への配慮	
③ 搬送先医療機関への連絡	
④ 搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡	
⑤ 家族・付添者の同乗	
5. 転院搬送の運航	
(1) 要請	
① 要請者	
② ドクターヘリ出動要請基準	
③ 要請の連絡方法	
(2) 出動	6
① 出動の可否	
② ドクターヘリ離着陸場所の確保	
ア 離着陸場所の決定	
イ 安全確保の責任	
ウ 離着陸場所の安全確保	
エ 機長の判断による離着陸	
③ 搭乗医療スタッフ	
(3) 患者の搬送	
① 搬送先医療機関	
② 搬送先医療機関の決定	
ア 決定の方法	
イ 安全・迅速な医療機関搬送収容への配慮	
③ 搬送先医療機関への連絡	7
④ 搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡	
⑤ 家族・付添者の同乗	
6. 災害時の運用	
7. 待機時間	
8. 気象条件による飛行の判断	
9. 常備積載医療機器等	
10. 空床の確保	
11. 費用負担	
12. 基地病院の体制づくり	8
13. 地域の連携・協力体制づくり	
14. 搬送先医療機関の体制づくり	

- 15. ドクターヘリ運航調整委員会の設置.....
- 16. ドクターヘリの運航上に生じた問題の対処.....
- 17. ドクターヘリ運航上に発生した事故等の補償.....

附則.....

- 別表 1 ドクターヘリ出動要請可能消防機関
- 別表 2 ドクターヘリ搬送先医療機関（救命救急センター・災害拠点病院等）
- 別表 3 災害時のドクターヘリの運航について
- 別紙 1 群馬県ドクターヘリ運航調整委員会設置要領
- （別表）群馬県ドクターヘリ運航調整委員会の構成

目的

この要領は、ドクターヘリ導入促進事業の実施主体である前橋赤十字病院が事業を安全かつ円滑で効果的に推進するために必要な事項を定める。

1. 定義

(1) ドクターヘリ導入促進事業

救命率の向上や後遺障害の軽減を図ることを目的に、厚生労働省が定めた「救急医療対策実施要綱（一部改正医政発第 892 号平成 13 年 9 月 6 日付通知）」の「ドクターヘリ導入促進事業」に基づき実施する事業で、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命治療を行うことにより、救命率の向上や後遺症障害の軽減を図るものである。

(2) 基地病院

高度救命救急センター（以下「救命センター」という。）であるとともに、ドクターヘリの常駐施設を有し、ドクターヘリの出動基地となる病院で、事業実施主体である前橋赤十字病院をいう。

2. 消防機関及び医療機関の相互協力

消防機関並びに医療機関は、患者の救命救急を最優先し、互助互恵の立場から、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう相互に協力することに努める。

3. 救急現場への運航

(1) 要請

① 要請者

救急現場への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な運航距離を考慮し、別表 1（群馬県内消防機関）に定める消防機関が行う。ただし、他の消防機関からの要請であっても基地病院が必要と判断した場合には、この限りではない。また、ドクターヘリ出動先の優先順位は、基地病院の状況判断によるものとする。

② ドクターヘリ出動要請基準

消防機関は、119 番受信時に、又は救急現場において以下の状況のいずれかが認められ、医師による早期治療を要すると判断した場合は、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。

- a. 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
- b. 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される時
- c. 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図る必要があるとき
- d. 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とする可能性があるとき
- e. 多数傷病者が発生したとき

③ 要請の連絡方法

消防機関は、基地病院のドクターヘリ通信センター（以下、「通信センター」という。）に設置されている「ドクターヘリ要請専用ホットライン」（027-●●●-●●●●）へ、ドクターヘリの出動要請及び患者の容体、ドクターヘリの離着陸場所、安全措置等必要な情報を連絡するものとする。

④ 要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況により、医師の派遣を必要としない又は、救命の可能性がないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができる。

(2) 出動

① 出動の可否

基地病院は、要請者である消防機関に患者の重症度やその他の状況を確認後、医師による現場での早期治療開始が必要と判断した場合に、ドクターヘリを出動させる。

② ドクターヘリ離着陸場所の確保

ア. 離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と着陸する前に協議の上、決定する。なお、離着陸場所への連絡は、原則として消防機関が行う。

イ. 安全確保の責任

離着陸場所の安全確保は、事業実施主体（前橋赤十字病院）より委託されているヘリコプター運航会社（以下「運航会社」という。）が責任を負うものとし、要請した消防機関や学校、公園管理者等の協力を得て行う。

ウ. 離着陸場所の安全確保

救急現場より患者を収容する離着陸場所の安全確保は、原則として、要請した消防機関が当該離着陸場の所有者又は管理者等の協力を得て行う。

搬送先医療機関内にヘリポート（臨時離着陸場所を含む。以下同じ。）がある場合には、原則として、ヘリポートの離着陸場所の安全確保は搬送先医療機関が行う。

搬送先医療機関内にヘリポートがない場合には、原則として、医療機関に搬送するために使用する離着陸場所の安全確保は医療機関所在の消防機関が行う。

エ. 機長の判断による離着陸

救急現場及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場所の最終的な安全確認や離着陸は、ドクターヘリの機長の判断によるものとする。

③ 搭乗医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗する医療スタッフは、原則として基地病院の医師1名及び看護師1名の計2名とする。

(3) 患者の搬送

① 搬送先医療機関

患者を搬送する医療機関は、別表 2 に定める。なお、緊急の場合は、消防機関と協議の上、ドクターヘリの医師の判断により、当該医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

② 搬送先医療機関の決定

ア. 決定の方法

ドクターヘリ搭乗の医師が、別表 2 に定める医療機関の中から、搬送時間、患者の容体及び患者又は家族の希望を考慮の上、消防機関と協議して搬送先医療機関を決定する。

イ. 安全・迅速な医療機関搬送収容への配慮

搬送先医療機関は、ドクターヘリの離着陸に伴うヘリポートの安全確保が確実に実施されるとともに、医療機関への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮されるよう、原則として次に掲げる条件のいずれかを満たしている医療機関とする。

a. ヘリポートを設置又は確保している医療機関

屋上又は敷地内若しくは隣接地に、ヘリポートを設置又は確保している医療機関

b. 消防機関との連携がとれている医療機関

ヘリポートから医療機関までの搬送方法が事前に消防機関と調整がとれている医療機関。ただし、消防機関が搬送できない状況である場合は、搬送先医療機関とはしない。

③ 搬送先医療機関への連絡

搬送先医療機関への連絡は原則として、現場もしくは基地病院の救命救急センター内のスタッフがいき、その結果を要請消防機関へ伝える。

④ 搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡

消防機関との連携がとれている医療機関に搬送する場合の搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡は、要請した消防機関が通信センターと連携して行う。

⑤ 家族・付添者の同乗

家族・付添者のドクターヘリへの同乗は原則行わない。ただし、医師の判断により 1 名を搭乗させる場合がある。

5. 転院搬送の運航

(1) 要請

① 要請者

医療機関等の医師は消防機関を通じてドクターヘリの転院搬送を要請することができる。

② ドクターヘリ出動要請基準

緊急にドクターヘリによる搬送が必要であると医療機関の医師が判断した場合を基準とする。

③ 要請の連絡方法

消防機関は、基地病院の通信センターに設置されている「ドクターヘリ要請専用ホットライン」(0 2 7-●●●-●●●●)へ、ドクター

ヘリの出動要請および患者の容体、離着陸場所、安全措置等の情報を連絡するものとする。

(2) 出動

① 出動の可否

基地病院は、要請した医師と患者の状況を協議し、ドクターヘリによる転院搬送が適切と思われる症例の場合に出動させる。

② ドクターヘリ離着陸場所の確保

ア. 離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と着陸する前に協議の上、決定する。なお、離着陸場所への連絡は、原則として消防機関が行う。

イ. 安全確保の責任

離着陸場所の安全確保は、事業実施主体（前橋赤十字病院）より委託されているヘリコプター運航会社（以下「運航会社」という。）が責任を負うものとし、要請した消防機関や学校、公園管理者等の協力を得て行う。

ウ. 離着陸場所の安全確保

搬送元及び搬送先医療機関内にヘリポート（臨時離着陸場所を含む。以下同じ。）がある場合には、原則として、ヘリポートの離着陸場所の安全確保は当該医療機関が行う。

搬送元及び搬送先医療機関内にヘリポートがない場合には、原則として、医療機関から搬送及び搬入するために使用する離着陸場所の安全確保は医療機関所在の消防機関が行う。

エ. 機長の判断による離着陸

救急現場及び搬送先医療機関収容のいずれの場合でも、離着陸場所の最終的な安全確認や離着陸は、ドクターヘリの機長の判断によるものとする。

③ 搭乗医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗する医療スタッフは、原則として基地病院の医師1名及び看護師1名の計2名とする。

(3) 患者の搬送

① 搬送先医療機関

患者を搬送する医療機関は、別表2に定める。なお、緊急の場合は、消防機関と協議の上、搬送元医療機関の医師の判断により、当該医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

② 搬送先医療機関の決定

ア. 決定の方法

搬送元医療機関が、搬送時間、患者の容体及び患者又は家族の希望を考慮の上、搬送先医療機関を決定する。

イ. 安全・迅速な医療機関搬送収容への配慮

搬送先医療機関は、ドクターヘリの離着陸に伴うヘリポートの安全確保が確実に実施されるとともに、医療機関への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮されるよう、原則として次

に掲げる条件のいずれかを満たしている医療機関とする。

a. ヘリポートを設置又は確保している医療機関

屋上又は敷地内若しくは隣接地に、ヘリポートを設置又は確保している医療機関

b. 消防機関との連携がとれている医療機関

ヘリポートから医療機関までの搬送方法が事前に消防機関と調整がとれている医療機関。ただし、消防機関が搬送できない状況である場合は、搬送先医療機関とはしない。

③ 搬送先医療機関への連絡

搬送先医療機関への連絡は、通信センターがドクターヘリ到着時刻等について連絡を行うものとする。

④ 搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡

搬送先医療機関が所在する消防機関への連絡は、要請した消防機関が通信センターと連携して安全管理等の受入体制確保について連絡要請する。なお、到着時刻等については通信センターが行うものとする。

⑤ 家族・付添者の同乗

家族・付添者のドクターヘリへの同乗は原則行わない。ただし、医師の判断により1名を搭乗させる場合がある。

6. 災害時の運用（追加）

災害時、基地病院は上記「4. 救急現場への運航」及び「5. 転院搬送の運航」に加え、救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を行うため、別表3によりドクターヘリを運航できるものとする。

7. 待機時間

飛行可能時間帯は、日の出から日没迄の間であるが、待機時間は原則として、午前8時45分から午後5時45分まで（又は日没の30分前のいずれか早い方）とする。なお、風雨等の気象条件により出動できない場合がある。また、大規模災害時はこの限りでない。

8. 気象条件による飛行の判断

気象条件等による飛行に関する判断は、ドクターヘリの機長が行う。なお出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更できる。

飛行を中止又は変更した基地病院は、すみやかに要請者に連絡するとともに、患者を搬送中の場合にあつては、必要な対応を行う。

9. 常備積載医療機器等

基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な薬品等を収納したドクターバッグ、ストレッチャー（予備を含めて2台）・人工呼吸器・除細動器・ハートモニター、自動血圧計・酸素飽和度計を常備積載する。

10. 空床の確保

基地病院は、原則ドクターヘリで収容される患者用として、常時2～3床程

度の空床を確保しておく。

11. 費用負担

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者の負担は無いものとする。なお、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき、往診料、救急搬送診療料等を患者本人又は家族に請求する。

12. 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場所の確認や、運航に必要な資料収集のほか、出動事例の事後評価に努める。なお、市町村関連担当部署及び消防機関並びに医療機関は、基地病院からの求めに応じて、これらに協力するものとする。

13. 地域の連携・協力体制づくり

基地病院は、市町村関連担当部署・消防機関・地域の医療機関・学校・公園管理者などドクターヘリ運航に関係する機関の理解と協力を得て、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制を整備する。

14. 搬送先医療機関の体制づくり

搬送先医療機関は、ヘリポートの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容などについて、平常時から、医療機関内における体制の確立等に努める。また、ヘリポートの設置形態や患者の収容方法などの状況に応じ、消防機関や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容など、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制を整備する。

15. ドクターヘリ運航調整委員会の設置

ドクターヘリを円滑に運航するため、ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。委員会の設置要領は、別紙1のとおり定める。

16. ドクターヘリの運航上に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院を担当窓口として群馬県及び運航会社とともに協力して対応するものとする（連絡先：027-224-4585 総務課）。この場合において基地病院、運航会社及び群馬県は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

17. ドクターヘリ運航上に発生した事故等の補償

- (ア) ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った、第三者等に対して運航会社が補償するものとする。
- (イ) 運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように損害賠償責任保険等を契約しておかなければならない。

附則

この要領は、平成 21 年 2 月 3 日から適用する。

附則

この要領は、平成 21 年 12 月 22 日から適用する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 3 月 14 日から適用する。

別表 1

群馬県ドクターヘリ出動要請可能消防機関

No.	消防本部名	所在地	電話番号	管轄市町村
1	前橋市消防局	前橋市朝日町 4-22-22	027-220-4500	前橋市
2	高崎市等広域消防局	高崎市八千代町 1-13-10	027-322-2391	高崎市、安中市
3	桐生市消防本部	桐生市元宿町 13-38	0277-47-1700	桐生市、みどり市
4	伊勢崎市消防本部	伊勢崎市今泉町 2-895	0270-25-3510	伊勢崎市、玉村町
5	太田市消防本部	太田市鳥山町 409-1	0276-33-0119	太田市、大泉町
6	利根沼田広域消防本部	沼田市高橋場町 2049-1	0278-22-0119	沼田市、片品村、川場村、 みなかみ町、昭和村
7	館林地区消防組合消防本部	館林市美園町 7-3	0276-72-3171	館林市、板倉町、明和町、 千代田町、邑楽町
8	渋川広域消防本部	渋川市 1815-51	0279-25-0119	渋川市、吉岡町、榛東村
9	多野藤岡広域消防本部	藤岡市藤岡 982	0274-22-4838	藤岡市、高崎市吉井町、高崎市新町、 神流町、上野村
10	富岡甘楽広域消防本部	富岡市富岡 1922-7	0274-62-4325	富岡市、下仁田町、南牧村、 甘楽町
11	吾妻広域消防本部	吾妻郡東吾妻町大字原町 35	0279-68-0119	中之条町、東吾妻町、長野原町、 嬭恋村、草津町、六合村、高山村

別表 2

群馬県ドクターヘリ搬送先医療機関

(救命救急センター・災害拠点病院等)

No.	医療機関の名称	所在地	電話番号	ヘリポートの有無
1	群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町 3-39-15	027-220-7111	有
2	群馬県立心臓血管センター	前橋市亀泉町甲 3-12	027-269-7455	有
3	前橋赤十字病院	前橋市朝日町 3-21-36	027-224-4585	有
4	公益財団法人 老年病研究所附属病院	前橋市大友町 3-26-8	027-253-3311	
5	独立行政法人 地域医療機能推進機構 群馬中央病院	前橋市紅雲町 1-7-13	027-221-8165	
6	群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田町 564-1	027-252-6011	
7	前橋協立病院	前橋市朝倉町 828-1	027-265-3511	
8	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	高崎市高松町 36	027-322-5901	
9	医療法人社団日高会 日高病院	高崎市中尾町 886	027-362-6201	
10	黒沢病院	高崎市中居町 3-19-2	027-352-1166	
11	医療法人 関越中央病院	高崎市北原町 71	027-373-5115	
12	公立碓氷病院	安中市原市 1-9-10	027-385-8221	
13	独立行政法人国立病院機構 渋川医療センター	渋川市白井 383	0279-23-1010	有
14	北毛保健生活協同組合 北毛病院	渋川市有馬 237-1	0279-24-1234	
15	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田 779	0279-52-3551	
16	北関東循環器病院	渋川市北橋町下箱田 740	027-232-7111	有
17	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡 942-1	0274-22-3311	
18	医療法人社団三思会 くすの木病院	藤岡市藤岡 607-22	0274-24-3111	
19	下仁田厚生病院	甘楽郡下仁田町大字下仁田 409	0274-82-3555	
20	公立富岡総合病院	富岡市富岡 2073-1	0274-63-2111	
21	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 698	0279-68-2711	
22	西吾妻福祉病院	吾妻郡長野原町大字大津字南 746-4	0279-83-7111	有
23	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	
24	利根保健生活協同組合 利根中央病院	沼田市沼須町 910-1	0278-22-4321	有
25	沼田脳神経外科循環器科病院	沼田市栄町 8	0278-22-5052	
26	伊勢崎市市民病院	伊勢崎市連取本町 12-1	0270-25-5022	有

No.	医療機関の名称	所在地	電話番号	ヘリポートの有無
27	公益財団法人 脳血管研究所附属 美原記念病院	伊勢崎市太田町 366	0270-24-3355	
28	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 481	0270-24-0111	
29	医療法人鶴谷会 鶴谷病院	伊勢崎市境百々421	0270-74-0670	
30	医療法人石井会 石井病院	伊勢崎市波志江町 1152	0270-21-3111	
31	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町 6-3	0277-44-7171	
32	医療法人社団三思会 東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155	0277-76-6311	
33	医療法人社団東郷会 恵愛堂病院	みどり市大間々町大間々504-6	0277-73-2211	
34	富士重工業健康保険組合 太田記念病院 ※H29. 4. 1 から SUBARU 健康保険組合 太田記念病院	太田市大島町 455-1	0276-55-2200	有
35	本島総合病院	太田市西本町 3-8	0276-22-7131	
36	医療法人三省会 堀江病院	太田市高林東町 1800	0276-38-1215	
37	医療法人慶仁会 城山病院	太田市飯塚町 1	0276-46-0311	
38	館林厚生病院	館林市成島町 262-1	0276-72-3140	

別表 3

災害時のドクターヘリの運航について

災害時におけるドクターヘリの運航については、以下により取り扱うものとする。

(災害時運航の手続)

第1条 群馬県ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- 一 知事等（群馬県知事又は群馬県知事からの委任を受けた者をいう。以下同じ。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
 - 二 厚生労働省DMA T事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき
 - 三 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき
- 2 基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航事業者の操縦士、整備士及び運航管理者等を被災地域に派遣するよう運航事業者に要請することができる。
- 3 第一項第一号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。
- 4 第一項第二号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事等との協議の上、ドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。
- 5 第一項第三号の規定による判断を行った場合、基地病院の長は、被災地域における運航の可否を知事等との協議の上、ドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。
- 6 基地病院の長は、第二項から前項の規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに群馬県災害対策本部等を通じ、厚生労働省DMA T事務局に報告するものとする。

(災害時の指揮)

第2条 ドクターヘリが前条第二項から第四項までの規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

- 2 ドクターヘリは、被災した他の都道府県への出動時に、知事等の指示があった場合には、前項の規定に関わらず、被災した他の都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- 3 前二項の場合において、被災地におけるDMA Tの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMA Tと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者（患者を除く。）は、基地病院の長に報告する。基地病院の長は、群馬県災害対策本部等を通じ、他の関係都道府県の災害対策本部、厚生労働省DMA T事務局等にその旨を報告するものとする。
- 4 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航事業者の判断を妨げてはならない。

(災害時の任務)

第3条 ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- 一 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動

二 患者の後方病院への搬送

三 その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

(搭乗する医師及び看護師)

第4条 基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(費用等)

第5条 基地病院は、第1条第一項の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、運航事業者との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

群馬県は、上記費用について、基地病院との協議に基づき、必要と認められる額を負担するものとする。

別紙 1

群馬県ドクターヘリ運航調整委員会設置要領

(設 置)

第1条 ドクターヘリの運航に必要な事項について関係者で検討・協議し、ドクターヘリ導入促進事業を円滑で効果的に推進するため、群馬県ドクターヘリ運航調整委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行うものとする。

- (1) ドクターヘリ運用要領及び運用マニュアルの策定について検討・協議すること。
- (2) ドクターヘリの運航上生じた問題等への対応について検討・協議すること。
- (3) ドクターヘリ症例検討会（勉強会）を実施すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な対策に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、別表に定める「ドクターヘリ運航調整委員会の構成」の団体等を構成員として組織する。

- 2 事務局は、ドクターヘリ導入促進事業の実施主体である前橋赤十字病院総務課及び群馬県健康福祉部医務課に置く。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部 会)

第6条 委員長は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員及び設置要領等は、必要に応じ、委員長が別途定める。

附 則

この要領は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月22日から施行する。

(別表)

群馬県ドクターヘリ運航調整委員会の構成

分野	団体名等
医師会	群馬県医師会
病院団体	群馬県病院協会
医療機関	群馬大学附属病院
	国立病院機構高崎総合医療センター
	群馬県立心臓血管センター
	伊勢崎市民病院
	西吾妻福祉病院
消防機関	前橋市消防局
	高崎市等広域消防局
	桐生市消防本部
	伊勢崎市消防本部
	太田市消防本部
	利根沼田広域消防本部
	館林地区消防本部
	渋川広域消防本部
	多野藤岡広域消防本部
	富岡甘楽広域消防本部
	吾妻広域消防本部
関係機関	群馬県市長会
	群馬県町村会
	東日本高速道路株式会社関東支社
実施病院	前橋赤十字病院
	前橋赤十字病院高度救命救急センター
運航会社	委託運航会社
行政（県）	群馬県健康福祉部（医務課）
	群馬県総務部（消防保安課）
	群馬県県土整備部（交通政策課）
	群馬県警察本部交通部（交通企画課）
	群馬県警察本部交通部（交通規制課）
	群馬県警察本部交通部（高速道路交通警察隊）
	群馬県教育委員会（総務課）
	群馬県病院局（総務課）